

競売不動産の入札に参加される方へ

平成29年4月1日から、**西条支部及び宇和島支部**の不動産競売事件は松山地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。そのため、西条支部及び宇和島支部においては、競売不動産の売却や入札書の受付は一切行わないことになります。競売物件の入札に参加する場合は、必ず、**入札書を松山地方裁判所本庁執行官室に提出**してください。誤って**西条支部や宇和島支部の執行官室に提出された入札書は無効となります**のでくれぐれも御注意ください。

松山地方裁判所民事部不動産執行係